

令和3年 第1回農業委員会総会議事録

令和3年1月11日(金)

16時00分から16時45分まで

3階 大会議室

出席農業委員	11名	欠席	なし	農地利用最適化推進委員	2名
委員出席者	会長	1番	篠崎 隆	職務代理者	2番 阿部 三千里
	委員	3番	堀田 友紀恵	4番	安武 一明
		5番	松井 和行	6番	吉田 敬二
		7番	石川 賢一	8番	福田 誠
		9番	落石 好紀	10番	笠井 初男
		11番	堺 千賀子		
農地利用最適化推進委員		岩隈 和重(立花)		落石 廣孝(新宮)	
欠席者		なし			
事務局出席者		高木課長、亀井主幹、高野主査			
動議及び提出者氏名		なし			
議 題					
事務局	<p>全員起立、礼、ご着席ください。</p> <p>総会出席者数13名、農業委員出席者11名、欠席者ありません。定数に達しておりますので只今から1月の農業委員会総会を開会いたします。</p>				
会長	<p>会長あいさつ</p> <p>2番阿部委員、11番堺委員議事録押印者任命。</p> <p>それでは議事に入らせていただきます。事務局説明願います。</p>				
事務局	<p>資料の送付が遅くなり申し訳ありません。昨日追加で配布した資料をご覧ください。それでは第1号議案新宮町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について説明します。この案件つきましたは、以前からご説明をさせていただいたとおりとなります。8月農業委員会で経過説明をしておりましたが、区画整理事業を行うために、市街化編入を行います。市街化編入することで、農用地区域の除外をすることができます。今回、市街化区域に編入される見込みがたち、正式に農用地の除外について申請を受けましたので、農業委員会のご意見をいただきたいと思います。1頁をご覧ください。計画変更の内容、農用地の除外。土地の所在、別紙のとおり5頁から7頁に記載のとおりとなります。1件合計155筆。165,301.83㎡についてです。地目等</p>				

	<p>詳細は記載のとおりとなります。計画変更の転用の内容。転用事業者、三代土地区画整理事業組合。事業内容、土地区画整理事業のため。2ページをご覧ください。区画整理事業の計画位置図となります。この事業につきましては、市街化区域編入後に区画整理事業を行います。事業面積は約33.3ha、商業施設、医療モール、工場、物流倉庫などを誘致する予定です。市街化編入につきましては、都市計画の手続きがあり、都市整備課を中心に数年をかけてすすめてまいりました。本年4月からは、都市計画原案の作成や都市計画案の縦覧など、住民への周知も行われ、令和3年4月に市街化区域編入ができるよう準備がすすんでいます。3ページをご覧ください。三代区画整理地内の農用区域の分布図になります。約6.5haの農用地が除外されます。4頁をご覧ください。三代区画整理地内の航空写真です。田や畑の広がりも見られますが、地元からの要望により事業を進められており、農地がなくなることについては調整されており問題ありません。5頁から7ページについては、除外対象地の1筆リストとなります。以上で説明を終わります。</p>
会 長	何か質問はありませんか。
推進委員	都市計画道路の整備は区画整理事業で行うのか。計画決定は。
事務局	計画決定しており、都市計画道路全長3.6kmとなっていますが、特に山間部について建設のめどはたっていません。一部計画の変更を進めているところです。ルートは変わりませんが、幅員が狭まります。今回区画整理事業では、850m整備されます。
推進委員	区画整理事業の計画に問題はないか。事業者の進出計画は。
事務局	区画整理準備組合が、いくつか進出事業者と協議を進めています。山側は物流系、3号線側は商業系、住宅系は国、県の指導でわずかしは設置出来ません。令和8年の完成を計画しています。
推進委員	面積は実測したのか
事務局	地籍調査事業をしている地域になりますので、実測しています。
○番委員	大雨時など、農地がなくなることによる影響は問題ないか
事務局	区画整理事業で問題がないよう3箇所調整池を設置します。
会 長	<p>何か意見はありませんか。意見がなければ、新宮町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで可決されました。</p>

事務局	<p>引き続き報告案件について、事務局説明願います。</p> <p>それでは報告案件を説明します。当初送付資料になります。農地法第5条1項第7号の規定による転用届について説明します。土地の所在、〇〇。地目台帳田、現況原野、面積409㎡。譲渡人〇〇。譲受人、〇〇。転用目的、駐車場の為の売買。用途都市計画、市街化区域、準工業地域。農振計画、なし。1筆合計409㎡についてです。2頁をご覧ください。申請地は、〇〇にある農地です。隣接する駐車場の拡張となります。既存駐車場については、昨年5月に転用届を審査した箇所となります。今回申請者と協議が整いこの土地を取得することで周囲全体が〇〇の土地となります。水路についても払い下げ協議をすすめてあります。3頁に現況のわかる航空写真を、4頁に参考字図集合図を添付しております。申請地については、既存駐車場の拡張で、出入口、雨水排水ともに既存施設を利用します。基本的には現状と大きくかわりません。水路部分については払い下げ協議が進められており、払い下げ後は周辺地すべて〇〇の土地となりますので近隣への影響もなく問題ありません。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>何か質問はありませんか。ないようであれば、農地改良行為届について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>農地改良行為届書について説明します。6頁になります。3件ありますが近隣地なので一括して説明させていただきます。申請地①、土地の所在、〇〇、地目台帳田、現況畑、面積135㎡。所有者〇〇。耕作者、所有者に同じ。事由の詳細、利用しやすい畑とするための農地改良。都市計画、調整区域。農振計画、農用外。他3筆については記載のとおりです。4筆合計632㎡についてです。引き続き7頁、申請地②土地の所在、〇〇、地目台帳田、現況田、面積467㎡。所有者〇〇。耕作者、所有者に同じ。事由の詳細、畑として利用するための農地改良。都市計画、調整区域。農振計画、農用外。1筆合計467㎡についてです。引き続き、8頁になります。申請地③土地の所在、〇〇、地目台帳田、現況田、面積180㎡。所有者〇〇。耕作者、所有者に同じ。事由の詳細、畑として利用するための農地改良。都市計画、調整区域。農振計画、農用外。1筆合計180㎡についてです。9頁になります。申請地につきましては、〇〇にある農地になります。10ページ現況のわかる航空写真を、11頁、12ページが参考字図集合図、13頁から15頁に計画図を添付しております。申請地については、畑として利用する為の農地改良で、盛土の高さが1m以下で1000㎡以内の農地改良である為、届出案件となります。隣接する土地である為、同時に届け出をされています。道路の高さに合わせて盛り土し、畑へ転作します。90cm程度の盛土をし、雨水は勾配をつけ、既設水路へ排水、隣地に影響がないようにします。また、町道等に土が流出しないよう指導します。水利承認など地元調整もされており問題ありません。以上で説明を終わります。</p>

会 長	何か質問はありませんか。
○番委員	田から畑への転作の場合、登記は変更しているか
事務局	登記簿の変更については、個人で行っていただく必要があり、変更の指導までは出来ていません。課税については、税務課に情報提供しており、税務課で変更されます。
会 長	他に何か質問はありませんか。ないようであれば、農地転用計画変更について、事務局説明願います。
事務局	それでは報告案件、農地転用計画変更、農地改良工期延長について説明します。16頁になります。土地の所在、〇〇、地目台帳田、現況畑、面積919㎡。所有者〇〇。転用届出者、所有者に同じ。転用目的、一時転用、農地改良。用途、都市計画、調整区域。農振計画、農用外。他1筆については記載のとおりです。2筆合計1804㎡についてです。今回の変更内容は、工期の延長です。19頁をご覧ください。申請地は、〇〇にある土地です。18頁が計画図となります。今回の変更について、コロナ等の影響により、当初計画していた期間では工事を終わることが出来ない為、工期の変更を行います。延長後の工期については、県の指導に基づき1回限りとなりますので、令和6年8月までとなります。申請地は、県の許可を受けたものであり、工事の内容自体に変更はありませんので、特に問題ないと考えます。変更後は、工事完了がきちんと行われるかを確認します。以上で説明を終わります。
会 長	何か質問はありませんか。ないようであれば、その他について、事務局説明願います。
事務局	その他について説明。 <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員研修大会について中止報告 ・コロナによる緊急事態宣言について 農業委員会総会 感染予防を行いながら実施
会長	他に何か意見は。ないようであれば次回の日程調整を行います。 次回農業委員会は、令和3年2月10日（水）16時00分から開催します。 これをもちまして1月の農業委員会総会を閉会します。
事務局	全員起立、礼、お疲れ様でした。